



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンスト・メディア
代表者名 代表取締役会長兼社長 鈴木 清幸
(コード：3773)
問合せ先 取締役 経営管理部長 立松 克己
(TEL. 03-5958-1031)

第三者割当により発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 及び第 3 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「第 1 回新株予約権付社債」又は「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第 3 回新株予約権（以下、「第 3 回新株予約権」又は「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと（以下、「本件第三者割当」といいます。）について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成 25 年 5 月 27 日
(2) 新株予約権の総数	43 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 35,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	12,863 株
(5) 資金調達額	1,505,000,000 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取概算額については、下記 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期をご参照下さい。
(6) 行使価額	117,000 円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全額をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てる。

第 3 回新株予約権

(1) 割当日	平成 25 年 5 月 27 日
(2) 新株予約権の総数	90 個
(3) 発行価額	42,840,000 円（本新株予約権 1 個につき 476,000 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	25,200 株（本新株予約権 1 個につき 280 株）
(5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	4,528,440,000 円 （内訳）本新株予約権発行による調達額：42,840,000 円 本新株予約権行使による調達額：4,485,600,000 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取概算額については、下記 3.



	調達する資金の額、使途及び支出予定時期をご参照下さい。
(6) 行使価額	178,000 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全額をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てる。

2. 募集の目的及び理由

当社は平成 24 年 3 月期より、第 2 次中期経営計画に基づき事業を推進しております。その取組みの中では、音声認識技術を活用した新サービスの立上げ及びアジアを中心としたグローバルなビジネスの展開を重要な経営目標と位置付けております。一方、当社事業の中核である音声認識技術は、近年急速に普及したスマートフォンやタブレット端末との相性の良さから、その活用の範囲は急速に拡大しております。様々なデバイスや通信技術の進歩が加速的に進み、膨大なデータをコントロールしなければならないとき、これまで以上に「人に優しい」インターフェイスが求められてきます。

このような中で、当社は、第 2 次中期経営計画で掲げた、新機軸サービス事業及びグローバル展開に、今まで以上に早期かつ重点的に取り組んでいく必要があります。そこで、今回、研究開発活動の強化及びアジアにおける協業先の発掘に資金を振り向け、第 2 次中期経営計画で掲げた経営目標の達成を目指しております。割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合（以下、「本割当予定先」といいます。）は、「日本を中心としてアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援」することを目的として組成されています。そのような中、当社は、本割当予定先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズ（以下、「ウィズ・パートナーズ」といいます。）との間で、平成 25 年 5 月 10 日付で投資契約書（以下、「投資契約書」といいます。投資契約書は、有価証券届出書の効力発生を以て有効となります。）を締結しました。ウィズ・パートナーズは、同契約の中で、当社事業を支援しその経営に一定の関与をすることにより当社の企業価値向上(バリュー・アップ)を図ることを確認しております。具体的には、当社とシナジー効果のある技術やサービス事業を展開している企業との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の立案・推進の支援をいただき、当社は第 2 次中期経営計画で掲げている新機軸サービス事業の提供とアジア市場への展開をしていく予定であります。

これらの取組みは、当社の企業価値向上に資するものと考え、このたび第 1 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権の第三者割当による発行を行うことといたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	6,033,440,000 円
② 発行諸費用の概算額	30,000,000 円
③ 差引手取概算額	6,003,440,000 円

(注) 1. 払込金額の総額は、第 1 回新株予約権付社債の払込金額の総額 1,505,000,000 円に第 3 回新株予約権の発行価額の総額 42,840,000 円及び行使に際して払い込むべき金額 4,485,600,000 円の合計額、4,528,440,000 円を合算した金額であります。なお、第 3 回新株予約権の行使による払込みにつきましては、原則として新株予約権者の判断によるため、第 3 回新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、第 3 回新株予約権の行使状況により変更される場合があります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士報酬費用 6,000,000 円、新株予約権等算定評価報酬費用 6,000,000 円、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関調査費用 2,000,000 円、有価証券届出書作成費用 800,000 円、変更登記費用 14,000,000 円等から約 30,000,000 円を予定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途



調達する資金の具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 音声認識精度向上のための研究開発投資	300	平成 25 年 6 月～ 平成 29 年 5 月
② 多様なアプリケーション開発を可能にするための周辺技術への開発投資	250	平成 25 年 6 月～ 平成 29 年 5 月
③ 国内・海外での事業展開を加速させるための協業先の発掘及びM&A	5,103	平成 25 年 6 月～ 平成 29 年 5 月
④ 多言語での音声認識を実現するための研究開発投資	350	平成 25 年 6 月～ 平成 29 年 5 月

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社の第2次中期経営計画及び海外における事業展開構想を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。その優先順位は、①②④の研究開発投資を最優先に行っていくながら、並行して③の新機軸サービス事業を早期に実現できる協業先及びアジアを中心とした事業展開を加速できる協業先へのM&Aを模索してまいります。しかし、今後、当社が事業計画を変更した場合あるいは当社の事業環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて優先順位や使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、当社が企図している他社との事業連携協議や研究開発活動が順調に進捗した場合を前提としており、今後の進捗状況に応じて変更される可能性があります。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金で管理をする予定です。
3. 第3回新株予約権の行使による払込みは、原則として第3回新株予約権者の判断によるため、第3回新株予約権の行使による資金の調達時期及び調達する差引手取概算額は、第3回新株予約権の行使状況により決定されます。このため、第3回新株予約権の行使による資金の調達時期及び調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の資金調達時期及び差引手取額に応じて、各事業への支出時期及び充当金額を適宜変更する場合があります。また、第3回新株予約権の行使が進まず、第3回新株予約権による資金調達が困難になった場合は、目標収益獲得のための蓋然性を最優先に考慮し、協業先へのM&Aの計画・手法の見直しをするとともに、その他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、多機能型携帯端末の急速な普及や大手企業の音声認識技術を採用したアプリケーションサービスの提供など、音声認識技術の精度向上に資する環境が整いつつある現状や、音声認識技術を実用的に活用しようとする企業の増大など、昨今の事業環境の大きな変化を、当社における極めて重要なビジネスチャンスととらえております。

そのような中、スマートフォンと呼ばれる多機能型携帯端末やタブレット型の電子デバイスの急速な普及と、対話型エージェントに代表されるような音声入力のコモディティ化は当社の予測を上回る速度で一般社会に浸透し始めております。また、これら端末・デバイスのさまざまなメーカーやサービス事業者が、音声入力を重要なインターフェイスと位置付け、音声認識技術を各種製品、サービスに採用する動きが活発化しております。

一方で、音声認識技術に対しては、いかなる状況下においても、話者を満足させる高い認識精度の実現が求められています。その高度な技術を基礎とし、第2次中期経営計画で計画している音声認識技術を単なる入力インターフェイスととらえるのではなく、音声のデータ化のためのチャンネルと位置付け「溢れる声をデータにするサービス事業（VDS）」及び「声が価値を生み出すサービス事業（VAS）」という新しいビジネスモデルによる高付加価値の情報活用サービス事業のビジネス化に取り組んでおります。「VDS」においては、音声データをデータ化することを IT の力で実現し、ユーザー利便性を提供するサービスを企画しております。「VAS」においては、音声データをデータ化しそのデータを二次利用したり、他の技術（例えば対話技術等）と融合することで、機械に人力を代替させるようなサービスを企画しております。



それら新たな試みを、国境を越えたボーダーレスなサービスビジネスとして展開することが、今後当社の企業価値の最大化には最も重要であると認識しております。特に、今後ますます世界経済の拡大発展をリードしていくアジア市場においては、まだ音声認識技術を利用する文化が成熟しておらず、当社の音声認識技術を各企業が優先的に活用するようなデファクトスタンダード化のために、中国語、韓国語、タイ語などアジアの主要な言語に対応した音声認識技術の精度向上及び周辺技術開発へ投資の拡大が必要です。このためには、各言語別の大量なデータ収集や先進的かつ希少な技術への投資が必要となります。

さらにアジア市場での当社ビジネスの基盤を一刻も早く確立するための技術及び事業パートナーの開拓に関しましては、中国や韓国などにおいて協業先の調査を始め、資本投資を利用した手法による資本業務提携や企業買収などを積極的に検討しております。対象としましては当社が国内において事業展開しています、コールセンター、医療、議事録、モバイルなどの分野ですでに実績をあげている企業との事業連携や、音声合成、自然対話など当社技術と関連性の強い技術開発に取り組んでいる企業との開発連携などを視野に入れております。

以上のように急速に変化する音声認識技術を活用したビジネス市場の中で、当社企業価値の最大化を実現すべく、研究開発及び事業パートナーの開拓に関する資金を必要とするため、このたびの資金調達を行うことを決定致しました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

第1回新株予約権付社債の転換価額（以下、「転換価額」といいます。）及び第3回新株予約権の行使価額（以下、「行使価額」といいます。）につきましては、本割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成25年5月9日）までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均である116,858円（直前営業日終値との乖離率△34.7%）を基準株価として、以下のとおりいたしました。

銘柄	転換価額又は行使価額並びにその算定根拠
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	117,000円（基準株価の百円単位を切り上げた金額）
第3回新株予約権	178,000円（基準株価に1.52を乗じ百円単位を切り上げた金額）

本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値を基準株価といたしましたのは、以下の理由によるものであります。

①市場における当社株式の売買出来高や株価変動の状況を勘案し、一時的な相場変動による影響を受ける取締役会決議日直前日の終値を参考とするよりも、一定期間の平均値を採用する方が合理的であり、②一定期間の平均値を採用する場合も、なるべく本件第三者割当と時間的に近接した期間とすべきと判断したためであります。

当社は、第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行条件の決定に当たっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に対して価値算定を依頼し、一定の前提、すなわち、株価（本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日の株価）、配当率（0%）、権利行使期間（第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権ともに6年間）、無リスク利率（0.279%）、株価変動性（85.26%）、当社及び本割当予定先の行動として合理的に想定される仮定（イ）第1回新株予約権付社債について、(i)当社は、当社普通株式の終値が転換価



額の 250%を 1 度でも超えた場合、その時点で残存する第 1 回新株予約権付社債を全て繰上げ償還すること、平成 26 年 3 月 15 日以降、残存する第 1 回新株予約権付社債に付された新株予約権を最大で 21 個割当予定先に対し行使指示するものとする。 (iii) 割当予定先は、当社株価終値が転換価額の 125%よりも高い場合、随時転換を行い取得した株式を売却するものとし、売却する株式数は、1 日当たり平均売買出来高の約 2%を目安とすること。また、割当日から 2 年後以降は、当社株価終値が転換価額の 10%以下に 1 度でもなった場合には、第 1 回新株予約権付社債の繰上げ償還を請求すること。 (ロ) 第 3 回新株予約権については、(i) 当社は、割当日以降当社株式の終値が、行使価額の 250%以上となった場合には、その時点で残存する第 3 回新株予約権を全て取得すること。(ii) 割当予定先は、当社普通株式の終値が行使価額を上回っている場合、随時権利行使を行い、売却をすること。但し、1 度の行使では、第 3 回新株予約権を 1 個ずつ行使し、行使して得た当社株式を全て売却するまで次の行使は行わないこと。また、当社株式の売却については、1 日当たり平均売買出来高の約 5%を目処に日々売却すること。) 、その他発行条件及び投資契約書に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、第 1 回新株予約権付社債の実質的な対価 (額面 100 円当たり金 100 円) とブルータス・コンサルティングの算定した公正価値 (額面 100 円当たり金 99 円 70 銭) を比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、第 1 回新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。また、第 3 回新株予約権の発行価額は、公正価値と同等の、1 個当たりの払込金額を 476,000 円 (1 株当たり 1,700 円) としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断いたしました。

当社は第 1 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権の発行価額等を含む発行条件の適法性について、ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) (以下、「ベーカー&マッケンジー」という。) に対し、採用した価格算定モデルの妥当性及び前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、有価証券届出書及びブルータス・コンサルティングの価値評価報告書など必要な書類を考察し、投資契約書の締結並びに本有価証券の割当日における第 1 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権の発行が日本国の法令に抵触しないか否かを検討し、一定の合理的な想定のもとで現在採用しうる解釈に照らし、第 1 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権の発行が、有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

なお、当社監査役 3 名 (内 2 名が会社法上の社外監査役) からは、第 1 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権の発行要項の内容及び上記のブルータス・コンサルティングの公正価値の算定結果及びベーカー&マッケンジーの表明した法律意見を踏まえ、下記事項について確認し、第 1 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権の発行条件が本割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・本件第三者割当においては、新株予約権付社債及び新株予約権の発行実務並びにこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、ブルータス・コンサルティング及びベーカー&マッケンジーがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・ブルータス・コンサルティング及びベーカー&マッケンジーは当社及び本割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズと顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること。
- ・ブルータス・コンサルティングは、一定の条件 (株価、権利行使期間、無リスク利率、株価変動性、当社及び本割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他第 1 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権の発行条件及び投資契約書に定められた諸条件) の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること。
- ・ベーカー&マッケンジーは、独立した立場で価格算定において採用されている前提事実や価格算定モデルの選択が合理的又は妥当であるか否かを分析し、有価証券届出書やブルータス・コンサルティングの価値評



価報告書など必要な書類及び事項を考察・検討し、一定の合理的な想定のもとで現在採用しうる解釈に照らし、第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明をしていること。

- ・本件第三者割当の決議を行った取締役会において、プルータス・コンサルティング及びビーカー&マッケンジーの意見を参考にしつつ、本件第三者割当の担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

①第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ12,863株、25,200株、合計38,063株となっており、これは平成25年5月10日現在の発行済株式総数152,602株（総議決権数152,602個）に対して、合計24.94%（議決権比率24.94%）の希薄化が生じます。しかし、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化しつつ、調達する資金の具体的な使途に記載のとおり、研究開発投資及び国内外での事業連携を目的とする音声認識技術という新規技術を核にビジネス創造に取り組む協業先を発掘し投資することは、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

②一方、当社が事業計画を変更した場合あるいは当社の事業環境に変化があった場合などは、状況の変化に応じて調達する金額が変更になる場合があります。そのような場合は、第1回新株予約権付社債については、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該新株予約権付社債の全部又は一部を、額面金額に所定の割合を乗じた金額で繰上償還することが可能であり、希薄化を抑制できる仕組みになっております。また、第3回新株予約権についても、当社は当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定め、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

<当該資金の調達方法と選択理由>

当社は、当社のビジネス成長のための資金が必要です。他方で、十分な研究開発資金を調達するためには、株式市場への影響にも十分に注意を払う必要があると考えております。

このような中で、今回の割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

上記を検討の結果、希薄化や株価への影響を最小化することが資金調達において最も留意すべき点であることから、一時に希薄化が生じにくく、新株式が市場で直ちに売却されにくい調達方法を最優先いたしました。下記のとおり他の資金調達方法とも比較し、潜在株式型のスキームである転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組合せを採用することが、株式市場への影響を最小化する最良の選択肢であるとの結論に至りました。

<他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

- ① 資金調達を、公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行により行う場合には、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、新株予約権付社債又は新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、今回採用した新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。



- ② 新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、株価の動向により権利行使が進まず希薄化が抑制されることもあり、この場合は当初想定していた資金調達ができない、又は実際の調達金額が当初想定されている金額を下回ることになります。
- ③ 転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、協業先の発掘の進捗に応じて必要な資金調達を行うという柔軟性を十分に確保することが困難になります。
- ④ 本件において調達する資金を間接金融等によって調達することも検討いたしましたが、調達の規模及び費用の負担、業容拡大による将来的な運転資金増加の可能性、並びに当社の財務健全性等を勘案し、資本性の資金で対応すべきと考えております。

< 当社のニーズに応じ、配慮した点 >

- ① 株価への影響の軽減
 - ・ 転換価額及び行使価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間の当社株価の平均を基準に決定されており、その後の修正は行われない仕組みとなっております。
 - ・ 転換価額は、上記基準株価の百円単位を切り上げた金額、行使価額は上記基準株価に1.52を乗じ、百円単位を切り上げた金額としております。
 - ・ 本件の資金調達は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、新株予約権付社債や新株予約権の転換又は行使が行われるため、新株発行の場合のように普通株式の供給が一度に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。
- ② 希薄化の抑制
 - ・ 転換価額及び行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、さらなる希薄化が生じる可能性はありません。
 - ・ 新株予約権付社債や新株予約権の転換又は行使は、比較的長期間にわたって徐々に実行することが可能なため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。
 - ・ 当社と割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、投資契約書の中で、当社事業を支援しその経営に一定の関与をすることにより投資先の企業価値向上(バリュー・アップ)を図ることを主とするものであることを確認しており、中長期の保有方針を確認しております。
- ③ 資本政策の柔軟性

今回発行する第1回新株予約権付社債については、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該新株予約権付社債の全部又は一部を、額面金額に所定の割合を乗じた金額で繰上償還することが可能となっております。また、第3回新株予約権についても、当社は当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定め、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することが可能となっております。これらによって、当社が事業計画を変更した場合あるいは当社の事業環境に変化があった際には、柔軟な資本政策を確保できると考えております。
- ④ 段階的・追加的な資金調達

本件は、新株予約権付社債の発行により無利息による資金調達を行うとともに、当社の協業先の発掘の進捗及び資金需要に応じて新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができるのであります。



<その他配慮した点及びその対策>

(1) 第1回新株予約権付社債

①行使指示

第1回新株予約権付社債については、その特性上、当初には社債の元本部分の払込みが行われ、資金調達が実現できますが、社債権者が新株予約権を行使しない場合は、最終的には当社は社債元本を償還する義務を負い、当該償還のための資金の調達を行う必要があります。また、第1回新株予約権付社債には、平成27年5月27日以降社債権者は当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求することができるというプット・オプションが付されております。ただし、当社は、平成26年3月15日以降、第1回新株予約権付社債に付された新株予約権（以下、本(1)において「本新株予約権」といいます。）の行使期間の最終営業日までの期間、ウィズ・パートナーズに対して、本新株予約権21個（元本総額735百万円、新株予約権の目的となる株式6,282株。）を上限として、本新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができる旨、投資契約書において合意しており、ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、かかる指示のあった日から2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせることが可能であり、転換が行われた場合には、将来の償還金額が減少するとともに、負債が削減され、自己資本の強化が可能になります。

但し、当社は、(i)割当予定先が別途本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内の期間、(ii)前項に従い当社の指示により割当予定先が本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内の期間、(iii)当社が第3回新株予約権の発行要項の規定に基づき第3回新株予約権の全部の取得を決定した日以降、及び(iv)ウィズ・パートナーズ又は割当予定先が当社の公開していない重要事実（金融商品取引法第166条第1項に定める重要事実をいう。以下、同じ。）又は重要情報取得通知（ウィズ・パートナーズが重要事実又はその恐れのある情報を取得した場合に、ウィズ・パートナーズがかかる情報及びその受領日につき当社に対し通知する書面をいう。）に記載された情報を保有している期間（かかる情報が重要事実と該当しない旨を当社がウィズ・パートナーズに対し書面をもって説明した場合又はかかる情報を当社が公表した場合を除く。）は、ウィズ・パートナーズに対する本新株予約権の行使指示を行うことができません。

② 繰上償還に関する合意事項

当社は、当社が第3回新株予約権の発行要項の規定に基づいて第3回新株予約権を取得する場合又は以下のいずれかの事象が発生した日以降いつでも、ウィズ・パートナーズが当社に対して書面をもって通知することにより、割当予定先が保有する第1回新株予約権付社債の全部又は一部を、繰上償還するよう請求することができる旨、投資契約書で合意します。

(i) 当社普通株式の上場廃止又はその決定

(ii) 投資契約書の当社による重大な違反があった場合、又は、当該契約の当社による軽微な違反について、ウィズ・パートナーズから是正を求める通告があり、2週間以内に違反状態が改善されない場合

(iii) 公開買付に関する、ウィズ・パートナーズの事前承諾のない当社の賛同意見表明

(2) 第3回新株予約権

第3回新株予約権については、その特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、新株予約権の行使に係る払込金額の払込みが行われないため、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、株価が行使価額よりも下落する局面においては新株



予約権の行使が期待し難くなりますが、これらは、上記に記載のとおり、既存株主保護の観点から当初以上の希薄化の抑制と株価への影響の軽減のため、新株予約権による資金調達を選択する上でやむを得ないものと考えております。

(3) 既存株主への影響に関する取締役会の判断過程

第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ12,863株、25,200株、合計38,063株となっており、これは平成25年5月10日現在の発行済株式総数152,602株（総議決権数152,602個）に対して、合計24.94%（議決権比率24.94%）の希薄化が生じます。

当社は、第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行の意思決定過程の公正性を担保すべく、ベーカー&マッケンジーより、一定の合理的な想定のもとで現在採用できる解釈に照らし、その発行が日本国の法令に矛盾ないし抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

また、当社監査役3名（内2名が会社法上の社外監査役）からは、第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行要項の内容及び上記のプルータス・コンサルティングの算定結果及びベーカー&マッケンジーの表明した法律意見を踏まえ、第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

以上を踏まえ、当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行につき検討を行い、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、当社の成長を図ることを目的とする今回の第三者割当による第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組成目的	日本を中心としてアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展の支援を行うため組成されたものです。	
(5) 組成日	平成25年4月1日	
(6) 出資総額	3,500,000,000円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	1. 日本メナード化粧品株式会社 28.6% 2. 光世証券株式会社 14.3% ※上記以外に10%以上の出資者はおりません。 3. 株式会社ウィズ・パートナーズ（本組合の無限責任組合員です。） 8.6%	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階



	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO 安東 俊夫
	事業内容：	1. 国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
(10) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社ならびに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社ならびに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（現出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員であるウィズ・パートナーズとの間で、ウィズ・パートナーズから当社に取締役2名の派遣をすることを投資契約書において合意します。また、本件第三者割当てから4年間において、当社が組織再編行為、解散、当社株式に対する公開買付に関する賛同意見の表明等を行うには、ウィズ・パートナーズの承認を要することとされております。その他、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※なお当社は、割当予定先、ウィズ・パートナーズ及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョーに調査を依頼し、照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。割当予定先のその他の主たる出資者についても、株式会社トクチョーに調査を依頼し、照合を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。また、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、第2次中期経営計画で掲げている新しいビジネスモデルによる高付加価値サービス事業の提供と、アジア市場への展開を当社とともに推進していただける先を割当対象とする第三者割当による資金調達手段を検討してまいりました。

このような中で、今回の割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから当社に対して直接コ



ンタクトがあり、当社の現状と今後の成長戦略のディスカッションを重ねた結果、ウィズ・パートナーズが保有しているノウハウやネットワークが当社の成長戦略の中で補完できる部分が多いとの結論から、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

本割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合は、ウィズ・パートナーズが創設したファンドであり、本割当予定先自体は純投資を目的としているものの、その投資手法は経営に一定の関与をすることにより投資先の企業価値向上(バリュー・アップ)を図ることです。そのような中、ウィズ・パートナーズは、国内外のライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野・IT(情報通信)分野などを中心とした企業に対する投資・育成を目的に、特にライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野への投資実績を残してきております。また、経営状況につきましても、金融商品取引業者(関東財務局(金商)第2590号)に登録されていることに加え、財政面でも有利子負債がなく資本も充実していること等から、独立系のファンドとして高い信用と安定した経営基盤を持つ会社であると考えております。

ウィズ・パートナーズの運営するファンドのうち、ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の組成目的は、同組合契約書によれば、「日本を中心としてアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展の支援を行う」ことであり、当社の事業である音声認識技術は今後高い成長・発展が見込まれている点及び当社の第2次中期経営計画の施策のひとつであるアジア展開等がこの組成目的に合致し、また、ウィズ・パートナーズの投資・育成の投資実績から保有しているノウハウやネットワークが当社の成長戦略の中で補完できる部分が多いとの結論から当社は本割当予定先を選定いたしました。

ウィズ・パートナーズからは、当社の事業戦略とその推進のための安定資金確保の必要性について深いご理解をいただいております。加えて、当社の企業価値をさらに高めるため、ウィズ・パートナーズから2名の取締役の派遣を受け、同社が有する国内外の幅広いネットワークを活用したアライアンス、当社とシナジー効果のある技術及びサービス事業の探索並びにIRを含めた経営面でのサポートを行っていただくことを予定しております。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合は、「日本を中心としてアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展の支援」をすることを目的として組成されております。今回の投資資金については、当社の第2次中期経営計画で掲げている新しいビジネスモデルによる高付加価値サービス事業の提供と、アジア市場への展開に充当する予定です。さらにウィズ・パートナーズを通して当社とシナジー効果のある技術やサービス事業を展開している企業との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であり、これらを投資家の立場から担保すべく、ウィズ・パートナーズによる当社の一定の議決権の保持及び当社に対する役員等の派遣も予定しております。本割当予定先は原則として取得した当社株式を中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しており、ウィズ・パートナーズは、取締役2名を当社に派遣することから、当社の企業価値向上に資する施策の立案・推進を中長期に渡って実行されるものと当社は考えております。さらに、本割当予定先からは、単なる投資の回収を目的として新株式を市場で売却するのではなく、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先又は当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標である旨意思表示を受けております。ただし、本割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、保有株式を市場において売却する可能性があります。そのような場合は当社と事前に協議をする旨を確認しております。



(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本割当予定先の払込みに要する財産の存在については、ウィズ・パートナーズから、ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合は平成 25 年 5 月 9 日現在で預金残高が 18.8 億円ある旨の報告を受け、これを確認しております。また、割当予定先の各組合員からのキャピタル・コールによる出資金残額又は割当予定先の組合契約で許される「金融機関等からの借入れ又は無限責任組合員による立替金」のいずれかの方法による資金を用いて、第 3 回新株予約権の行使をする予定と聞いております。そこで、当社は割当予定先の業務執行組合員の預金残高を確認するとともに、割当予定先は本年 12 月末まで組合員の募集を続けておりその募集活動の状況から、第 3 回新株予約権の行使に必要な金額は確保できると判断しております。以上により、第 1 回新株予約権付社債発行に係る払込金額及び第 3 回新株予約権発行に係る払込金額相当分の払込みに支障はないと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 25 年 3 月 31 日現在）		募集後	
鈴木 清幸	7.27%	ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合	19.96%
株式会社ニチイ学館	6.06%	鈴木 清幸	5.82%
今西 信幸	1.50%	株式会社ニチイ学館	4.85%
東邦ホールディングス株式会社	1.06%	今西 信幸	1.21%
富士通セミコンダクター株式会社	0.98%	東邦ホールディングス株式会社	0.85%
サン・クロレラ販売株式会社	0.95%	富士通セミコンダクター株式会社	0.79%
株式会社 SBI 証券	0.88%	サン・クロレラ販売株式会社	0.76%
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	0.75%	株式会社 SBI 証券	0.70%
旭産業有限会社	0.72%	ひろぎんウツミ屋証券株式会社	0.60%
松井証券株式会社	0.64%	旭産業有限会社	0.58%

※募集後の持株比率は、募集前の株式数をもとに、第 1 回新株予約権付社債及び第 3 回新株予約権が全て転換及び行使された場合に増加する株式を加えて算出しております。

8. 今後の見通し

今回調達する資金は、長期にわたって研究開発費や M&A 資金に要し、直ちに利益を生むものでないため、平成 25 年 5 月 10 日に公表いたしました平成 26 年 3 月期第 2 四半期累計期間及び通期の業績予想に変更はございません。

9. 企業行動規範上の手続き

本件第三者割当による新株予約権の発行は、①希薄化率が 25%未満であること、又は②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める経営者から一定程度独立した者による当該割当て意見入手又は当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれの手続きも要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
連結売上高	1,512 百万円	1,239 百万円	1,573 百万円



連結営業利益	△120百万円	△290百万円	△14百万円
連結経常利益	△17百万円	△250百万円	255百万円
連結当期純利益	△5百万円	1,646百万円	836百万円
1株当たり連結当期純利益	△37.34円	10,788.04円	5484.67円
1株当たり配当金	—円	—円	—円
1株当たり連結純資産	13,095.89円	26,035.68円	30,439.16円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成25年5月10日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	152,602株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	5,755株	3.77%

(注) 潜在株式数は、平成16年6月29日開催の定時株主総会及び平成17年3月17日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権及び第2回新株予約権の未行使の株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始値	61,400円	42,100円	39,950円
高値	80,500円	56,600円	71,000円
安値	33,500円	37,000円	20,010円
終値	40,000円	39,900円	68,600円

② 最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始値	66,000円	52,600円	50,700円	61,000円	54,000円	72,100円
高値	68,100円	55,700円	66,000円	62,600円	68,600円	136,400円
安値	50,200円	48,200円	50,000円	49,400円	53,000円	56,600円
終値	53,800円	51,300円	61,800円	54,000円	68,600円	132,000円

③ 発行決議日前日における株価

	平成25年5月9日
始値	185,000
高値	198,600
安値	174,800
終値	179,000

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当てによる第2回新株予約権の発行

発行期日	平成22年8月31日
調達資金の額	208,495,000円(差引手取概算額)
発行価額	新株予約権1個につき410円
募集時における	152,602株



発行済株式数	
当該募集による発行株式数	5,000株
行使価額	42,000円
権利行使後における発行済株式総数	新株予約権の行使の条件を満たしておらず権利行使がされていない
割当先	当社の取締役、監査役、従業員及び当社関係者に対する第三者割当方式
発行時における当初の資金用途	運転資金（音声認識技術及び音声認識アプリケーション開発のための人件費等）
発行時における支出予定時期	平成23年6月1日から平成28年5月31日まで
現時点における充当状況	新株予約権の行使の条件を満たしておらず権利行使がされていない

11. 発行要項

【別紙1】株式会社アドバンスト・メディア第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項、及び【別紙2】株式会社アドバンスト・メディア第3回新株予約権発行要項に記載のとおりです。



【別紙 1】

株式会社アドバンスト・メディア第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 発行要項

本要項は、株式会社アドバンスト・メディア（以下、「当社」という。）が平成25年5月10日に開催した取締役会の決議に基づいて平成25年5月27日に発行する株式会社アドバンスト・メディア第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 株式会社アドバンスト・メディア第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額 金15億5百万円（額面総額15億5百万円）
3. 各募集社債の金額 金35百万円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金35百万円（額面100円につき金100円）
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 申込期日 平成25年5月27日
9. 申込取扱場所 株式会社アドバンスト・メディア 経営管理部
10. 本社債の払込期日 平成25年5月27日
11. 本新株予約権の割当日 平成25年5月27日
12. 募集の方法
第三者割当ての方法により、本新株予約権付社債の全部をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
15. 財務上の特約
 - (1) 担保提供制限
当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合に



は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法

- (1) 本社債は、平成 31 年 5 月 27 日（以下、「償還期限」という。）にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
- (2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還期限までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の 2 週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。一部を償還する場合は、抽選その他の合理的な方法による。
 - ① 平成 25 年 5 月 27 日から平成 26 年 5 月 26 日までの期間： 101.5%
 - ② 平成 26 年 5 月 27 日から平成 27 年 5 月 26 日までの期間： 103.0%
 - ③ 平成 27 年 5 月 27 日から平成 28 年 5 月 26 日までの期間： 104.5%
 - ④ 平成 28 年 5 月 27 日から平成 29 年 5 月 26 日までの期間： 106.0%
 - ⑤ 平成 29 年 5 月 27 日から平成 30 年 5 月 26 日までの期間： 107.5%
 - ⑥ 平成 30 年 5 月 27 日から平成 31 年 5 月 26 日までの期間： 109.0%
- (3) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合(以下、「組織再編行為」という。)、その選択により、当該組織再編行為効力発生日(当該組織再編行為の日又は当該組織再編行為により企図されている組織再編の効力発生日のいずれか遅い方の日をいう。以下、同じ。)の 15 営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日(当該組織再編行為効力発生日より前の日とする。)に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に本項第(2)号に記載の割合に乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。
- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成 27 年 5 月 27 日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 2 週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (5) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者（本新株予約権付社債を保有する者をいう。以下、同じ。）に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第 15 項第(1)号又は第 16 項の規定に違背し、30 日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しく



はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合はこの限りではない。

- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

18. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計43個の本新株予約権を発行する。

19. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額（ただし、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

(3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下、「転換価額」という。）は、117,000円とする。

(4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権



付社債に付されたものを含む。) その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④本号①乃至③の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

(6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(7) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平



- 均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間
平成25年5月27日から平成31年5月26日までとする。ただし、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、③本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成31年5月27日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- (11) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡



- はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、当初の転換価額は117,000円とした。
- (15) 新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(18)号記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。
- (16) 新株予約権行使の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (17) 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
- (18) 本新株予約権の行使請求受付場所
株式会社アドバンスト・メディア 経営管理部
東京都豊島区東池袋三丁目1番4号
20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
株式会社アドバンスト・メディア 経営管理部
東京都豊島区東池袋三丁目1番4号
21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。
22. 社債権者集会に関する事項
(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
(3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
23. 費用の負担
以下に定める費用は、当社の負担とする。
(1) 第21項に定める公告に関する費用
(2) 第22項に定める社債権者集会に関する費用
24. 譲渡制限
本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
25. その他
(1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は当社代表取締役社長に一任する。



- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。



【別紙 2】

株式会社アドバンスト・メディア第3回新株予約権

発行要項

本要項は、株式会社アドバンスト・メディア（以下、「当社」という。）が平成 25 年 5 月 10 日に開催した取締役会の決議に基づいて平成 25 年 5 月 27 日に発行する株式会社アドバンスト・メディア第3回新株予約権にこれを適用する。

1. 新株予約権の名称 株式会社アドバンスト・メディア第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、25,200 株とする（本新株予約権 1 個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下、「交付株式数」という。）は、280 株とする。）

ただし、本項第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第 11 項及び第 12 項の規定に従って、行使価額（第 10 項に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項及び第 12 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 12 項及び第 15 項による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の総数 90 個

4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個当たり金 476,000 円

5. 新株予約権の払込金額の総額 金 42,840,000 円

6. 申込期日 平成 25 年 5 月 27 日

7. 割当日及び払込期日 平成 25 年 5 月 27 日

8. 申込取扱場所 株式会社アドバンスト・メディア 経営管理部

9. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、本新株予約権の全部をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てる。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義



する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。

- (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額 (以下、「行使価額」という。)は、178,000 円とする。ただし、行使価額は第 11 項の定めるところに従い調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第 12 項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数}}{\text{時価}} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

12. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 第 14 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日 (募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 第 14 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行 (無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利 (以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日 (新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日 (基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会



その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第24項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

13. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
14.
 - (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
15. 第12項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
16. 第11項乃至第15項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
17. 本新株予約権を行使することができる期間
平成25年5月27日から平成31年5月26日。
ただし、第19項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の5営業日前までとする。



18. その他の本新株予約権の行使の条件
 - (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
19. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
 - (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第 273 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って 2 週間前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき発行価額と同額で取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、会社法第 273 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき発行価額と同額で取得することができる。
20. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
21. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
22. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の払込金額（1 個当たり 476,000 円(1 株当たり 1,700 円)）は、本要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。
24. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 25 項に定める行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
 - (2) ①本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下、「行使請求書」という。）に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、第 17 項に定める行使期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。
②本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 26 項に定める払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）の指定する口座に振り込むものとする。
③行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ



当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。

- (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

25. 行使請求受付場所

株式会社アドバンスト・メディア 経営管理部
東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 4 号

26. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 小石川支店

27. その他

- (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
(2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
(3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。